

主 文
本件再審請求を棄却する。
理 由

第 1 再審請求の趣旨

本件再審請求は、請求人に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとして、刑事訴訟法 435 条 6 号に基づきされたものである。

第 2 確定審の経過

1 罪となるべき事実の概要

本件確定判決が有罪の言渡をした罪となるべき事実の概要は、次のとおりである。

被告人は、大阪市にある鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建て建物（床面積合計 1394.6 m²）1 階所在のビデオ・DVD 試写室本件店舗に客として入店し、本件店舗の 18 号試写室（以下「18 号室」といい、本件店舗における他の試写室を指す場合も「〇〇号室」とする。）を使用していたものであるが、18 号室に放火して自殺しようと企て、平成 20 年 10 月 1 日午前 2 時 55 分頃、同店の客ら多数人が現にいる上記建物内の本件店舗 18 号室において、本件店舗内の他の試写室内にいる客が死亡するであろうことを認識しながら、あえて、18 号室内に持ち込んでいたナイロン製キャリーバッグ（以下「本件キャリーバッグ」という。）の上口を開け、その中に入っていた衣類及び新聞紙の上にティッシュペーパー数枚を置き、持っていたライターでこれに点火して火を放ち、その火をキャリーバッグから 18 号室の側壁、出入口ドア、天井等に燃え移らせて、本件店舗（約 239.1 m²）を全焼させ、現に人がいる上記建物を焼損するとともに、同日又は同月 14 日、本件店舗等において、火災により、出火当時本件店舗内の各試写室内にいた客のうち、16 名を急性一酸化炭素中毒等により死亡させて殺害し、7 名については消防隊員により店外に救出されるなどしたため、そのうち 4 名に全治約 1 か月間を要する気道熱

傷等の傷害を負わせたにとどまり、殺害するに至らなかった。

2 確定審における争点と判断概要

(1) 本件確定判決

ア 争点

確定審の第1審において、本件の争点は、①被告人が18号室内で前記1記載の方法により放火をしたか、②被告人に放火及び殺人の故意が認められるか、③被告人が捜査段階においてした、自らが18号室内において放火した旨の自白の任意性ないし信用性、④本件当時における被告人の責任能力の有無ないしその程度、の4点と整理され、そのうち、最大の争点は①であった。

以下、本件再審請求と関連する争点①と争点③の判断に関し、本件確定判決の判断概要を示す。

イ 争点①に対する判断

本件確定判決は、要旨、以下の事実等を総合することにより、被告人が何らかの方法により18号室の本件キャリーバッグに放火した事実を認定した。

(ア)大阪府警察本部刑事部科学捜査研究所職員のAが公判廷においてした、本件店舗での火災（以下「本件火災」という。）の出火元及びその後の燃え広がり方等に関する説明（以下「A証言」という。）は、本件店舗内の特徴的な焼損状況を無理なく説明しており、不合理な部分は見当たらず、浪速消防署消防士長が作成した火災実況見分・原因判定書（甲88。以下「本件判定書」という。）における判定とも一致する。そうすると、本件店舗内の痕跡からだけでも、本件火災は18号室内（本件キャリーバッグの残がいがあった地点）から出火して18号室内へ燃え広がり、炎が18号室内の出入口から噴き出し、試写室スペース（1～32号試写室がある部分）に燃え広がっていったことが推測でき

る。

(イ)客のB、本件店舗の従業員のC及びDの各証言は信用することができ、これによれば、18号室での出火後、各証言のとおり、次のa～eのような経過をたどったと認められる。これらを踏まえると、被告人は出火時に18号室にいて、出火に関与したと考えられる。被告人が本件キャリーバッグからの出火に気付いたはずなのに、通路ですれ違ったBや受付にいたCらに対して出火のことを言わなかったのは、被告人が出火に関与したからであると考えられる。

- a Bが試写室出入口から試写室スペースへ入り、9号室前の自動販売機付近にいたとき、焦げ臭いにおいがした。その時、被告人が18号室のドアを開けて出てきて、Bと通路ですれ違い、試写室出入口の方へ歩いていった。Bは、18号室のドアのすき間から、赤くちかちかしているものを見た。
- b Bが18号室前へ行き室内を見ると、本件キャリーバッグの上方が燃え、20cm～30cmの炎が上がっていた。水を掛ければ火が消えるだろうと考えたBは、水をもらいに受付に向かった。
- c Cが受付をしていると、被告人が、涙と鼻水を出し、よだれを垂らした状態でやってきた。その後、Bが試写室出入口ドアのところから受付に向かって、火が出ていることを伝えた。
- d C、D、Bは、試写室ドアから試写室スペースへ入り18号室の方へ向かった。Cが10号室から11号室の前辺りまで行き、奥を見ると、18号室のドアが全開となっており、18号室内のソファの横に立てて置かれていた本件キャリーバッグの上から84cmほどの炎が上がっていた。
- e Dが11号室と12号室に挟まれた角にある消火器を取ろうとし、Cが各試写室内の客を避難させるために声を上げた頃、ボンという音

がして、18号室のドア上部から炎が噴き出し、照明が消えて真っ暗になった。

(ウ)本件火災後、本件店舗の外へ出た被告人のCとのやり取りにおける言動は、被告人が出火に関与したことをうかがわせる。

(エ)現場へ臨場した警察官に対する被告人の言動は、被告人が自殺目的で放火したことを認めたと考えるしか合理的な説明ができない。

(オ)被告人は、本件火災当時、喫煙のため簡易式ライターを持っていた。

(カ)本件火災がたばこによる出火を原因とするとは考えられず、その他失火をうかがわせる事情は認められない。

ウ 争点③に対する判断

前記イのとおり、被告人の捜査段階での自白以外の証拠から、被告人が18号室内で、本件キャリーバッグの上部に何らかの方法で火を放った事実を認定した。犯行の具体的態様や犯行を決意した経緯の詳細を解明するためには被告人の供述による必要があるが、取調べ経過や捜査官の各証言に照らせば、被告人が捜査官に対してした自白供述には任意になされなかった疑いはなく、また、捜査期間中において供述が揺れ動いたとしても自白の信用性に大きな影響があるとは考えられない。被告人の自白は放火した状況について、その方法や当時の心理状態などを詳細に語るものであって、出火箇所等、全般にわたって他の証拠から認められる事実とも符合することからすれば、その内容を概ね信用することができる。

そうすると、被告人の自白に基づき、犯行態様は、18号室内のリクライニングソファ（以下「本件ソファ」という。）の横に置いてあった本件キャリーバッグの上口を開け、18号室内にあったティッシュの箱からティッシュを5枚くらい取って本件キャリーバッグの上口のところ（衣類や新聞紙の上）へ詰め込み、ライターで着火して、その火を上記

ティッシュへ燃え移らせたものと認定することができ、犯行に至る経緯については、18号室内にいた際に極めて衝動的に自殺を決意したものと認定することができる。

(2) 控訴審判決（控訴棄却）

控訴裁判所は、被告人による18号室内での放火行為を争う弁護人の主張に対し、前記(1)イ(ア)ないし(カ)の各事実を総合すると、控訴審における事実取調べの結果を踏まえても、被告人が何らかの方法で18号室の本件キャリーバッグに放火した事実を推認することができるとし、所論を排斥の上、争点①に関する本件確定判決の判断を是認した。争点③についても、捜査段階における被告人の自白が任意になされたことに疑いはなく、自白の信用性を肯定した本件確定判決の判断にも誤りはないと判断した。

(3) 上告審判決（上告棄却）

最高裁判所は、弁論を経た上、判決で上告を棄却した。

第3 第1次再審請求の経過

平成26年5月28日、請求人は、大阪地方裁判所に対し再審の請求をした。

1 原々決定

大阪地方裁判所は、平成28年3月30日、再審の請求を棄却する決定をした。その判断骨子は以下のとおりである。

(1) 火元の争点について

弁護人は、火元は18号室ではなく9号室付近であると主張するが、技術士N及び技術士G（以下「G技術士」という。）が作成した意見書のうち、新規性のあるもの（意見書その2。番号13）の内容を踏まえても、火元は18号室であるとする確定審におけるA証言の信用性判断は左右されない。新規性のある甲大学教授E（以下「E教授」という。）が作成した鑑定書（以下「平成27年E鑑定」という。番号18）、補充書（番号19）も同様、確定審におけるA証言の信用性判断を左右しない。

また、弁護人は、新規性の認められる証拠を提出した上、Cらには刑事責任等を免れるため、虚偽供述を行う動機があり、消防当局には行政監督責任に対する社会的な非難を免れるため、本件火災が放火であったという結論が望ましい意向がうかがわれるなどと主張するが、その主張は憶測の域を出ないものであって、18号室内で炎が上がっているのを目撃したというCの証言や、本件判定書の内容の信用性に影響を及ぼすものではない。C、B、Dの各証言の信用性については、本件確定判決や控訴審判決で詳しい検討がされているところであり、これまでの新証拠を加えた新旧の証拠関係によって検討しても、火元が18号室であるとする本件確定判決の事実認定に合理的な疑いは生じない。

(2) 放火行為をうかがわせる請求人の行動の有無について

弁護人の提出する証拠は、いずれも新規性が認められず、新規性のない証拠を踏まえても、請求人が、現場に臨場した警察官の証言するような言動をしたという本件確定判決の事実認定に合理的な疑いは生じない。

(3) 請求人の知的能力及びこれが請求人の自白へ与えた影響等について

弁護人は、請求人の知的能力には問題があったほか、捜査官による不適切な取調べが重ねられたとして、請求人による自白には任意性も信用性もないと主張するが、新規性の認められる証拠によっても、請求人が虚偽自白を維持続けたということはできず、その他新規性の認められない証拠も併せ検討しても、請求人の自白の任意性と信用性を肯定した本件確定判決の事実認定に合理的な疑いは生じない。

2 即時抗告審決定（即時抗告棄却）

抗告裁判所は、平成30年10月9日、各争点に関する証拠の新規性、明白性に関する原々決定の判断はいずれも相当であるとして、即時抗告を棄却した。

3 特別抗告審（抗告棄却）

最高裁判所は、令和元年7月17日、請求人による特別抗告を棄却した。

第4 本件再審請求に対する当裁判所の判断

1 双方の主張及び弁護人の提出証拠

本件再審請求における弁護人の主張は、令和元年11月5日付「再審請求書」（以下「本件請求書」という。）、令和2年12月28日付「再審請求補充書」（以下「本件補充書」という。）、令和7年1月27日付「意見書」（以下「本件意見書」という。）及び同年7月31日付「検察官の補充意見書に対する反論」（以下「本件反論書」という。）のとおりである（なお、弁護人は、令和7年12月3日の打合せにおいて、本件再審請求における弁護人の主張は本件意見書に集約されている旨釈明した。）。これに対する検察官の主張は、令和3年12月14日付「再審請求に対する意見書」（以下「検察官意見書」という。）及び令和7年3月28日付「再審請求に対する補充意見書」（以下「検察官補充意見書」という。）のとおりである。

本件再審請求における弁護人の主張は、要旨、①試写室スペースの焼損状況からすれば9号室が出火元であり、科学的な火災機序からすれば、18号室が出火元であることはあり得ない（A証言の述べる火災機序は科学的にあり得ない）、②Bらの各証言はいずれも信用性を欠く、③請求人の自白は任意にされたものではなく信用性がない、というものである。

また、本件再審請求において弁護人が新証拠として提出するものは別紙「証拠一覧表」のとおりである。

2 証拠の新規性について

(1) 第1次再審における提出証拠等

弁護人は、第1次再審請求において提出したとする証拠（別紙「証拠一覧表」番号10～36。以下、単に「番号○」と表記する。）について、E教授が作成した令和6年12月25日受付鑑定意見書（番号8。以下「令和6年E鑑定」という。）に照らせば、これまでと異なる証拠評価がされるべきであるから、本件再審請求においても、刑訴法435条6号所定の新証拠に

当たるとして提出するので（弁護人は、令和7年2月14日の打合せにおいてその旨釈明した。）、これらの証拠について新規性が認められるか検討する。

ア 番号23・25・26・32

上記各証拠のうち、Cの検察官面前調書（番号23）は、本件確定判決において甲35号証として請求されており、弁護人による一部同意意見が述べられ、同意部分について採用の上取り調べられた証拠である。不同意とされた部分については、Cの証人尋問において当該証拠における供述内容が顕出され、その信用性が吟味されていると考えるべきであるから〔即時抗告審決定3頁に同旨〕、新規性を認めることはできない。また、請求人の司法警察員面前調書（番号26）及び検察官面前調書（番号32）は、それぞれ本件確定判決において証拠として取り調べられており（本件確定判決乙14、弁6）、両証拠の立証趣旨を考慮しても、被告人質問を通じて、その供述内容が検討されているのであって、これらについても新規性を認めることはできない。

そして、請求人の自供書（番号25）は、本件確定判決における司法警察員Hの証人尋問において示され、その作成経過について吟味された上、被告人質問も踏まえた上で自白の任意性や信用性が検討されているから、新規性は認められない。

イ 番号10～12・17・20～22・24・28～31・33～36

N技術士及びG技術士作成の意見書（番号12）、両名の各経歴書（番号10及び11）、大阪市浪速消防署長I作成の弁護士照会回答書（番号17）、精神鑑定書（番号20）、医師J作成の弁護士照会回答書（番号21）、同医師作成の意見書（番号22）、Kの司法警察員面前調書（番号24）、請求人の司法警察員面前調書（番号28～30）及び検察官面前調書（番号31）、H又はL作成の取調状況報告書等（番号33）、各新聞記事（番号34～36）の各証拠は、弁護人が本件確定判決の上告

審において事実の取調を求めて提出した証拠である。前記第2の2(3)のとおり、上告審において弁論が行われ、それを踏まえて「所論に鑑み記録を調査しても、刑訴法441条を適用すべきものとは認められない」として上告棄却の判決がされたという本件での審理経過に鑑みれば、上記各証拠の新規性を認めることはできない〔原々決定3頁、即時抗告審決定2～3頁に同旨〕。

ウ 番号13～16、18、19、27

N技術士及びG技術士作成の意見書その2（番号13）、平成27年E鑑定（番号18）、同年12月11日付補充書（番号19）、請求人の弁解録取書（番号27）は、第1次再審請求における原々決定の段階において、N技術士及びG技術士作成の意見書その3（番号14）、意見書その4（番号15）、意見書その5（番号16）は、第1次再審請求における即時抗告審において、それぞれ事実の取調を求めて提出されている。

そして、原々決定は、上記意見書その2の内容を踏まえた検討〔原々決定4～10頁〕、上記鑑定書及び補充書を踏まえた検討〔原々決定10～14頁〕を経て、A証言の信用性等の判断をしているし、即時抗告審決定は、原々決定に対する検討のほか、新たに提出された上記意見書その3、その4、その5を踏まえた検討を経て請求人による即時抗告を棄却していることからすれば、これらについては、第1次再審請求における事実の取調において裁判所による証拠価値の判断を経ており、本件再審請求における新証拠と認めることはできない。

なお、上記弁解録取書については、本件確定判決の審理において弁護人へ開示されていたと考えられるし〔原々決定16頁に同旨〕、この点を措くとしても、原々決定は、新規性の認められない証拠も総合した上で請求人の自白の任意性、信用性に合理的な疑いは生じないと判断しており、上記弁解録取書も原々決定における証拠価値の判断を経たといえるので

あって、新規性を認めることはできない。

エ 小括

前記アないしウのとおり、番号１０ないし番号３６の各証拠については新規性を認めることはできない。また、後記(2)のとおり、令和６年Ｅ鑑定については新規性が認められるが、これをもって、既に証拠価値の判断が経られた上記各証拠についても新規性が認められるわけではないから、弁護人の主張は前記判断を左右しない。

(2) 本件再審請求における提出証拠

弁護人が本件再審請求をした際又はそれ以降に提出した各証拠（番号１～９）については、新規性が認められるか、新規性が一応肯定される。以下、検察官の意見を踏まえ、乙大学准教授・博士Ｆの作成した意見書（番号１。以下「Ｆ意見書」という。）及び令和６年Ｅ鑑定（番号８）について、その理由を示す。

ア Ｆ意見書

検察官は、弁護人が第１次再審請求の段階でＦ意見書を提出することができたにもかかわらずこれをしなかった、Ｆ意見書は鑑定資料・鑑定手法がＡ証言と同一であって、新規性が認められないと主張する〔検察官意見書３頁～５頁〕。

Ｆ意見書は、平成２０年１１月１２日付検証調書（本件確定判決甲１（抄本化されたものが本件確定判決甲８７）。以下「本件検証調書」という。）添付の各写真を資料とし、試写室スペース及び各試写室の焼損状況を分析することによって、本件火災の出火元は９号室と１８号室にあると結論付けているところ、その基礎資料や検討手法、検討結果の各点において、これまでに提出された各鑑定や意見書と同一の部分がある。

すなわち、Ａ証言は、尋問において示された本件検証調書添付の各写真を基に出火元を特定していることからすれば、Ｆ意見書の基礎資料（本

件検証調書）はA証言と同一であると評価できる。また、本件検証調書は、N技術士・G技術士による意見書（番号12。以下「N・G意見書」という。）や、平成27年E鑑定（番号18）においても、参考資料の一つとされている。

そして、F意見書の検討手法は、上記のとおり、本件火災の焼損状況に関する写真を分析して出火元を特定するというもので、A証言やN・G意見書（同意見書10頁～17頁）と同一である。

しかしながら、F意見書の結論は、独立した出火元が18号室のほか9号室にもあるというものであり、本件火災の出火元が18号室であるとしたA証言や、出火元が9号室であるとしたN・G意見書とは異なる（N・G意見書とは、9号室に出火元を求める点では同一であるものの、18号室の出火元の可能性に対する判断に差異がある）。また、F意見書の上記結論は、平成27年E鑑定の結論と同旨であるものの、平成27年E鑑定における主な鑑定手法は、試写室スペースの模型を作成し、これに着火して煙の流れを検討するというものであり、F意見書とは異なる。

したがって、F意見書は、その基礎資料や鑑定手法が同一である従前の意見書や鑑定書とはその結論を異にするし、結論が同一である鑑定書とはその鑑定手法に差異があるといえ、なお新規性を有する余地は存在する。F意見書は第1次再審請求における即時抗告審決定（平成30年10月9日決定）より前の平成29年5月11日に作成されたものであるが、この点を踏まえても、F意見書が裁判所の価値判断を経ていないことにも照らせば、F意見書については、新規性を一応肯定するのが相当である。

イ 令和6年E鑑定

検察官は、令和6年E鑑定は平成27年E鑑定とその結論が同一であり、

その鑑定方法や基礎資料も変わらないことなどから、令和6年E鑑定に新規性が認められないと主張する〔検察官補充意見書2頁～6頁〕。しかし、9号室が出火元であるとする令和6年E鑑定の結論は、9号室のほか18号室も出火元であるとする平成27年E鑑定の結論とは異なるというべきである。

令和6年E鑑定の上記結論は、N・G意見書における結論と同一であり、その鑑定手法も、試写室スペースの焼損状況を写した写真を分析している点で同一と評価できる。しかし、令和6年E鑑定の基礎資料には、本件再審請求において検察官から新たに開示された試写室スペースの写真が含まれる（令和6年E鑑定写真6～8、11、13、15、16、26、27、29～31、35、43、44、48～50、52、53、61、63、69、75、80）。試写室スペース内の焼損状況は本件火災の出火元を検討し、請求人による放火の実行行為の有無を判断する上で意義を有することからすれば、令和6年E鑑定は、新たな基礎資料も含んだ鑑定書というべきであって、証拠の新規性が認められる。

3 新規性のある証拠を踏まえた明白性の検討

(1) 請求人による放火を認定した本件確定判決の判断構造

本件確定判決は、前記第2の2(1)イ(ア)ないし(カ)の事実を総合して、請求人が18号室において本件キャリーバッグへ放火した事実を認めたところ、その主な理由は(ア)及び(イ)に基づくものと解される。

本件確定判決において、上記(ア)の根拠となるA証言は十分納得できるものであって、それだけでも本件火災の出火元が18号室であることを合理的に推測させるものとされている。18号室を割り当てられていたのは請求人であるから、上記(ア)は請求人による放火の事実を推認させる重要な事実となる。また、本件確定判決において、上記(イ)の根拠となるBら各証言は信用することができ、これによれば、請求人が出火時に18号室にいて、出

火に関与したと考えられるとされているから、上記（イ）もまた請求人による放火の事実を推認させる重要な事実となる。

A証言から認定できる本件火災の出火元が18号室である事実と、Bら各証言から認定できる請求人が出火時に18号室にいて、出火に関与したと考えられる事実は、互いに、一方が他方の存在を前提としない関係性にあり、それぞれが、請求人が18号室において本件キャリーバッグへ放火したという本件確定判決の判断を導く重要な根拠となっている。

(2) 9号室の焼損状況に基づく主張

弁護人は、主に令和6年E鑑定及びE教授による「弁護団からの質問に対する回答」と題する令和6年12月21日付書面（番号9。以下「E回答」という。）に基づき、9号室の焼損状況が他号室に比べて最も激しく、8号室や10号室、試写室スペースの廊下、リネン室等の焼損状況のほか、焼損状況が激しい箇所ほど燃焼継続時間が長いことも踏まえれば、本件火災の出火元は9号室であり、9号室から同心円状に燃え広がったと考えるのが合理的であって、出火元が18号室であるとしたA証言は9号室の焼損状況について合理的な説明ができていない旨主張する〔本件請求書3～4頁、本件補充書11頁、本件意見書6～8、16頁、本件反論書32～33、57～59頁、令和6年E鑑定2～7頁、E回答項目2、5、7、F意見書8～20頁。なお、弁護人は、本件火災の出火元が9号室と18号室に存在するとしたF意見書についても、9号室の焼損状況が激しいことを示す証拠としている。〕。

9号室の焼損状況が最も激しい事実は、それ自体、請求人が18号室において放火したという認定の妨げとなる消極的事実であるとともに、弁護人がA証言の不合理性を主張する上での一事実であると解される。

ア 消極的事実としての検討

本件店舗の中で9号室と18号室の2室が他の試写室と比べて群を抜い

て焼損の程度が激しく、2室を比較すると9号室の方が18号室よりも激しく焼損している。しかし、焼損状況の最も激しい箇所が出火元であるというのは科学的な経験則であり、必ずしも全ての場合に妥当するわけではない。このことは確定審及び第一次再審請求における裁判所の判断で繰り返し説示されてきたところである〔本件確定判決14頁、控訴審判決26頁、原々決定6頁、即時抗告審決定9～10頁に同旨〕。焼損状況と燃焼継続時間が必ずしも全ての場合において比例（相関）関係にあるとはいえないこと、炎が同心円状に燃え広がるという点も、可燃物の配置や酸素の供給状況などの燃焼条件によって異なり得ること〔原々決定6～7頁、即時抗告審決定11頁に同旨〕についても同様である。

さらに、焼損状況を理由に9号室が出火元であるという弁護人の主張は、9号室辺りないし9号室より南側の11号室辺りを進んでいたBらが、18号室方向から炎や煙が来たために試写室スペース内の廊下を引き返したという、Bらが証言する同人らの行動経過と両立しない関係にあるところ（9号室から出火したとすれば、CやDの背後から、Bについては同人正面の左側から、炎や煙が噴き出したこととなるが、Bらの証言にはそのようなことをうかがわせる部分は見当たらない。）、後記(4)のとおり、Bら各証言の信用性に関し弁護人が提出する各新証拠を踏まえても、Bら各証言の信用性に合理的な疑いは生じていない。新証拠である令和6年E鑑定及びE回答は、新たに開示されたものも含め、結局は試写室スペース内の写真に映る本件火災の焼損状況の激しさを基に、上記のような経験則から本件火災の出火元が9号室であると述べるにとどまり、F意見書についても、本件検証調書添付の各写真から、同様の結論を述べるにすぎない。したがって、9号室の焼損状況が最も激しいという消極的事実の与える影響が、上記各新証拠によって新たに補強されたとはいえない。

そうすると、後記のとおりA証言の合理性やBら各証言の信用性にも合理的な疑いが生じない本件においては、上記の各新証拠と旧証拠を総合評価しても、9号室の焼損状況が最も激しいという消極的事実が、本件火災の出火元が18号室であることを前提とする認定に合理的な疑いを生じさせるものではない。

イ A証言の不合理性としての検討

A証言は、本件火災の出火元の特定において、焼けの弱い外延部の焼損状況を見て、炎の流れをさかのぼって焼けの方向性をたどることを繰り返し、出火元を検討するという方法を採用しており（A証言3～4頁）、現場の焼損状況を踏まえた出火元の判断方法は、焼損状況の最も激しい箇所を出火元と判断する弁護人の主張や弁護人の提出する各鑑定や意見書における手法と異なる。Aは、上記のような方法を採用する理由につき、最初に焼けの強い箇所を見て出火部を決定してしまうと、これと整合するような焼けの方向性ばかりに焦点が当てられることにより、本当の出火部からの焼けの流れを見落とす可能性がある旨証言する（A証言4頁）。現にAは、9号室の焼損状況が最も激しいことを肯定しつつ、炎の流れからすれば、9号室の焼損状況は、18号室前の通路から回り込んだ炎で天井付近の3段ラックの上部が焼けたことにより非常に大きくなり、またドアが開いている状況で、9号室内に大量に空気が存在していたことによって、強大な炎が一気に9号室に入り込んだことによって生じたと証言する（A証言32頁）。A証言における上記の検討手法は、火災発生現場の状況を多角的に検討するものであって合理的である。そうすると、9号室の焼損状況が最も激しいという事実は、A証言の合理性に疑いをもたらす事情ではない。

したがって、新証拠を踏まえ、これと旧証拠を照らしても、9号室の焼損状況が最も激しいという事实在、出火元が18号室であることを前提

とする本件確定判決の判断に合理的な疑いをもたらすものではない。

(3) そのほかのA証言の不合理性に関する主張

前記(2)で検討したほか、弁護人は、Aが証言する火災機序は科学的にあり得ないとして、その不合理さを複数主張するから以下検討する。

ア 18号室外の焼損状況について

(ア) 弁護人は、火は同心円状に燃え広がるところ、18号室が出火元であるとすれば、19号室やその奥まで燃えていないと不自然である旨主張する〔本件意見書9頁、本件反論書37頁、令和6年E鑑定8頁〕。

しかし、前記(2)のとおり、炎の燃え広がり方は、可燃物の配置や酸素の供給状況等様々な燃焼条件において異なり得るし、そもそも、本件検証調書添付の写真（写真1276号、1508号、1586号等）によれば、19号室や32号室前の廊下や、その天井等についても焼損したことが認められるのであって、上記主張は前提を欠く。

(イ) 弁護人は、18号室が出火元であるとすればドアから東西方向（両側）に炎が噴き出すはずであり、19号室前にあった木製物入れは10号室前に置かれていた3段ラック（以下「本件3段ラック」という。）と同様、下段まで炭化していなければ説明がつかないと主張する〔本件意見書12頁、令和6年E鑑定8頁〕。

しかし、前記(2)及び(3)ア(ア)のとおり、炎が必ず同心円状に燃え広がるとはいえない上、試写室スペースの構造や試写室スペースのドアが開いていたことからして、試写室スペース入口に近い方に新鮮な空気（酸素）が多かったと考えられることからすれば〔原々決定7頁、即時抗告審10～11頁に同旨〕、19号室前にあった木製物入れより本件3段ラックの焼損状況の方が激しいとしても不自然ではない。なお、弁護人は、18号室は9号室や試写室スペースの廊下、天井裏とつながっている以上、試写室スペースの一部が酸欠になり、一部だけ酸素が濃いとい

う状態はあり得ないと主張するが〔本件補充書 7～8 頁〕、各試写室が空間として接続されているからといって火災が発生した 18 号室と他の試写室ないし試写室スペースの出入口付近との酸素の供給状況が均一であるとはいえない〔控訴審判決 26 頁、原々決定 6～7 頁、即時抗告審決定 11 頁に同旨〕。

加えて、A 証言では、18 号室から噴き出した炎の勢いが強く、炎が前へ燃え広がったと述べられている（A 証言 68 頁）ところ、この証言は、上記のような酸素の供給状況のほか、警察による燃焼実験（本件確定判決甲 74）において、模擬ビデオ・DVD 試写室から炎が噴き出した状況とも整合する。

そうすると、上記木製物入れより本件 3 段ラックの方が焼損状況が激しいことは不自然ではなく、A 証言の合理性を疑わせるものではない。

（ウ）弁護人は、本件 3 段ラックの上部が木製であり、これが燃えるには、その部分が熱にさらされてガス化する必要があるところ、18 号室からの一瞬の炎で本件 3 段ラックの上部が燃えることはあり得ないと主張する。〔本件請求書 9～10 頁、本件反論書 38～41 頁、本件意見書 9 頁、E 回答項目 7〕。しかし、前記（イ）記載の燃焼実験によれば、模擬ビデオ・DVD 試写室から少なくとも 30 秒以上炎が噴き出し続けており（本件確定判決甲 74 写真 65～80）、本件火災においても、本件 3 段ラックの上部は一定時間燃やされていたと考えられる。そうすると、本件 3 段ラックの上部に炎が一瞬当たったことを念頭に置いた上記 E 回答や、これを踏まえた弁護人の上記主張は、その前提が本件火災の燃え広がり方と異なり、A 証言の合理性を疑わせるものではない。

（エ）弁護人は、9 号室前のリネン室内のタオル等が燃え残っている点につき、タオルなど燃えやすい物でも重ねられると燃えにくくなる現象（寺田効果）を踏まえると、9 号室が出火元であるとすればリネン室内

のタオル等が燃え残らないとしたA証言が不合理であると主張する〔本件意見書9～10頁、本件反論書45頁、E回答項目7〕。

しかし、A証言は、主に試写室スペース内の炎の流れをたどることによって、18号室を出火元と特定するとともに9号室が出火元である可能性を排斥したといえ、リネン室内の焼損状況のみをもって9号室が出火元である可能性を排斥したわけではない。また、弁護人やE回答が指摘する上記現象がどのような燃焼条件下で生じるのか明らかでないが、上記現象が存在するとして、本件において9号室から炎が噴き出した場合には、リネン室内のタオル等が必ず燃え残ることを示しているわけでもない。そうすると、9号室は試写室出入口に近く、新鮮な空気が比較的供給されやすかったと考えられるところ、9号室が火元で炎が噴き出たとすればその向かい側にあるリネン室内の燃えやすい大量のタオルが焼損していないことは矛盾する結果となる旨のA証言が不合理とはいえない〔即時抗告審決定10頁に同旨〕。

したがって、弁護人の上記主張は、A証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

イ 18号室内の焼損状況について

(ア) 弁護人は、18号室においてフラッシュオーバーが発生するには、18号室の天井付近の温度が約800度までに達する必要があるところ、消防の実施した燃焼実験（本件確定判決甲88）や警察による燃焼実験（本件確定判決甲74）と比較し、18号室内はフラッシュオーバーが発生するような高温になるほど物が燃えていないと主張する〔本件意見書10～11頁、E回答項目8、9〕。しかしながら、上記警察による燃焼実験はA自身が実施したものであるところ、同燃焼実験においても、燃焼後の模擬ビデオ・DVD試写室において、室内に置かれていた可燃物のほとんどが残存しており、その理由として、フラッシュオーバーに

より室内の大部分の空気（酸素）が消費され、扉の開口部から室内へ流入する空気（酸素）が開口部付近での燃焼に消費され、室内奥には十分な酸素が供給されずに酸欠となったためという考察が示されており、A証言はこれに基づくものとなっている。そうすると、A証言のとおり（A証言68頁、75～77頁）、本件火災においても、18号室においてフラッシュオーバーが発生し、18号室内が酸欠になったために、可燃物が燃えなかったと考えられる。すなわち、18号室内の物が燃えなかったのは、フラッシュオーバーが発生せずに高温とならなかったからではなく、炎が噴き出したこと（後述のとおりこれをフラッシュオーバーと称するかは結論を左右しない。）により18号室内が酸欠となったからと考えられ、弁護人の主張は、この点に関するA証言に合理的な疑いをもたらすものではない。また、本件において問題とすべきは、フラッシュオーバーという用語の意味・解釈ではなく、実際に生じた本件火災の機序であり〔原々決定9頁、即時抗告審決定15～17頁に同旨〕、この点からも弁護人の上記主張はA証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

なお、弁護人は、F意見書を踏まえ、フラッシュオーバーが生じたと考えることが不合理であるなどの主張もするが〔本件請求書8～9頁〕、F意見書はフラッシュオーバーに関する考察をしておらず、上記主張は旧証拠に基づくものである。その内容も、上記に検討したもののほか、
㊦18号室前の北側壁面の焼損状況は、周囲の炎や温度の影響を受けた塩化ビニルが剥がれたと考えられ、18号室から炎が噴き出したことによるものではない、
㊧仮に18号室でフラッシュオーバーが発生したとしても、それによって生じた炎が一瞬で9号室に燃焼することはあり得ない、
というものである。このうち㊦については、単に18号室前の北側壁面の焼損状況から考えられるこの部分の焼損原因を推測するにすぎ

ず、④については、本件火災におけるフラッシュオーバーに関するA証言を正解しないものであって〔原々決定12頁、即時抗告審決定17～18頁に同旨〕、いずれについても、A証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

(イ) 弁護人は、ナイロン製である本件キャリーバッグは、燃焼の際にナイロンが火の塊状になって床へ落ちることで床材や壁紙等を焼損させるはずが、消防や警察での各燃焼実験においても、キャリーバッグが置かれた付近の床材や壁紙が燃えているところ、18号室内の床材は焼損せずに残存しているとして、A証言の不合理さを指摘する〔本件意見書11頁、本件反論書46頁、令和6年E鑑定写真75～78、E教授による令和2年11月30日付鑑定意見書（番号7。以下「令和2年E鑑定」という。）3～4頁、令和2年11月30日付実験報告書実験NO.2（以下、同報告書を「令和2年E実験報告書」といい、実験NO.1からNO.11までの各実験について「令和2年E実験NO.○（数字）」と表記する。）〕。

しかし、消防や警察での燃焼実験における模擬試写室は18号室一室のみを再現して行われたものであり、実際の18号室と酸素の供給状況が異なると考えられることからすれば、18号室内の床材と上記各燃焼実験における模擬試写室の床材との焼損状況に差異があったとしても、A証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

(ウ) 弁護人は、本件キャリーバッグのナイロン面が3分の1以上燃えずに残っているほか、その内容物についても焼損していないものの方が多いところ、⑦令和2年E鑑定によれば、18号室が着火後どれだけ長くとも10分以内に酸欠状態とならなければ本件キャリーバッグやその内容物が燃え残ることはないが、試写室スペース全体が酸欠となる前に18号室のみが酸欠になることは考え難い、④ソファーに関する燃焼実験

によれば、１８号室のソファは相当長時間燃焼していたと考えられ、そうすると本件キャリーバッグのナイロン面も全て焼損していなければ不自然である、などと主張する〔本件補充書２～４、７～８頁、本件意見書１１～１２頁、令和２年Ｅ鑑定１０～１２頁、令和２年Ｅ実験ＮＯ．９・１０〕。

しかし、上記㉔の主張については、前記ア(イ)のとおり、試写室スペース内が空間としてつながっていることを理由に、１８号室のみが酸欠状態になることはない、という弁護人の主張は採用できず、本件火災によって１８号室が酸欠になったために本件キャリーバッグやその内容物が燃え残ったとするＡ証言（Ａ証言６４・６５頁、７３・７４頁）に合理的な疑いをもたらすものではない。

また、㉕の主張について、弁護人らが上記主張の前提とする令和２年Ｅ実験ＮＯ．９及びＮＯ．１０は、実験ＮＯ．９において燃焼させたソファ（燃焼時間約４分５０秒）を炭酸ガス消火器ないし水によって消火した後、実験ＮＯ．１０として、このソファに再び着火して燃焼させた（燃焼時間約７分５０秒）ものである。そうすると、両実験における各燃焼時間を合計してソファの燃焼時間を見積もることは相当ではなく、上記各実験から、１８号室のソファが相当時間燃焼していたとする弁護人の主張は合理性を欠く。そのため、上記各実験は、１８号室のソファが（１８号室外の炎によって）先に燃焼し、その炎が本件キャリーバッグに燃え移ったという弁護人の主張を裏付けるものではない。この点に関する弁護人の主張も、Ａ証言に合理的な疑いをもたらすものではない。

(エ) 弁護人は、１８号室内の壁紙が上部から剥がれるような焼損状況であることから、１８号室は上部から入ってきた炎で燃えたと考えるのが妥当であり、１８号室から出た炎が戻ってきて燃え下がったと説明する

A証言は糊塗されたものであるなどと主張する〔本件意見書12～13頁、本件反論書55～56頁、E回答項目11、12〕。弁護人の主張は、A証言が、18号室内東側壁面の壁紙の焼損の発生機序を燃え下がりによって説明しているという前提に立つが、A証言のいう燃え下がりとは、18号室から出た炎が、18号室前の壁にぶつかり、炎の一部が行き場を失って下へ向かうことを指しており、上記主張とは異なる（A証言16頁）。そして、火災発生現場における建物の状況等によって、炎が下方向へ進むことは十分考えられる（E教授も、18号室の天井から炎が入った場合において、「天井から火が入り、壁紙が下の方に向かって燃えていくということはあります」としており（E回答項目12）、炎が下へ向かう現象が科学上あり得ないとしているわけではない。）。弁護人の上記主張やE回答は、18号室から出た炎が18号室前の壁面において燃え下がり、再び18号室内へ進入したとするA証言を正しく理解しないものであり、A証言に合理的な疑いをもたらすものではない。

(オ) 弁護人は、18号室から出火したのであれば、18号室の床の方が18号室前の廊下よりも燃えているはずであって、18号室の床が燃えていないことは不合理であると主張するが〔本件意見書13頁、E回答項目11〕、前記ア(イ)、前記イ(ア)及び(ウ)のとおり、本件火災の発生によって18号室が酸欠になったということは十分考えられ、上記主張やE回答もA証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

ウ まとめ

その他、弁護人は、Aの属性や本件再審請求における証拠開示の状況などから、本件火災の出火元が9号室であるとし、9号室からの出火機序を説明するが、いずれについても、A証言の合理性に疑いをもたらすものではない。

したがって、新旧両証拠を総合して検討しても、18号室が出火元であ

るとするA証言に合理的な疑いは生じない。

(4) Bら各証言の信用性に関する主張

ア 視認状況について

(ア) 弁護人は、18号室のドア蝶番部分から何か赤くちかちか明るい物が見えたとするBの証言（B証言2、5～6頁）について、弁護人作成の各視認状況実験結果報告書（番号4、5）に基づき、Bが18号室内の炎を蝶番部分から見えたはずがなく、同証言が不自然である旨主張する〔本件意見書26～27頁、本件補充書14頁〕。しかしながら、上記各報告書に係る実験は、本件火災当時の物の位置関係や明るさ等の状況を正確に再現したものとは言い難く、B証言の信用性に疑いをもたらすものではない。

これらの点を措くとしても、上記各新証拠は、Bが18号室内を覗き込んだ際、本件キャリーバッグの上部が燃えていたのを見た旨のより直接的な目撃証言（B証言6頁）を弾劾するものではない以上、B証言の信用性を揺るがすものではない。

(イ) 弁護人は、10号室ないし11号室の前辺りにおいて火災を発見したなどとするC証言について、視認状況実験結果報告書（番号5）記載の実験結果によれば、Cが上記の場所から18号室内を見ることはできなかったとし、上記証言の信用性に疑いがあると主張する〔本件補充書16頁〕。しかし、上記実験はCが証言する扉の開き方と異なる状況で実施されており、C証言の目撃状況を正確に再現したものではない。なお、上記証言は、18号室の扉の焼損状況と矛盾せず〔本件確定判決20頁に同旨〕、前記(3)ウのとおり、A証言の合理性にも疑いが生じないのであって、弁護人の上記主張はC証言の信用性に合理的な疑いをもたらすものではない。

イ その他

弁護人は、令和2年E実験に立ち会った弁護人は炎による熱や異臭、黒煙を確認したものの、Bらは黒煙や異臭について何ら証言しておらず、Bらの証言は体験供述性を欠くと主張する〔本件意見書21頁〕。新証拠である令和2年E実験から弁護人が主張するような異臭や熱体感の程度を読み取ることはできないが、この点を措くとしても、同実験の諸条件が本件火災と同一であるとはいえない。Bらは、一定の時間が経過した時点で音や煙、ガス、圧のようなものがあつた旨の証言をしていることなどからすると、体験供述性を欠いているとはいえない。その他、弁護人は、Bらの証言が信用できないことをる主張するが、いずれも新証拠に基づかないものであって、採用することができない。

ウ まとめ

Bら各証言の信用性に関する新証拠と旧証拠を総合評価しても、Bらの証言の信用性に合理的な疑いは生じない。

(5) 小括

本件で提出された新証拠と旧証拠を総合して検討しても、A証言から認定できる本件火災の出火元が18号室である事実と、Bら各証言から認定できる請求人が出火時に18号室にいて、出火に関与したと考えられる事実の、いずれについても本件確定判決の判断に合理的な疑いは生じず、請求人が18号室において本件キャリーバッグへ放火したという本件確定判決の判断は揺るがない。したがって、新証拠にはいずれも明白性が認められない。

4 請求人の自白に関する主張について

弁護人は、請求人の自白に任意性、信用性がないと主張するが、いずれも新証拠に基づかない主張であり、本件確定判決における判断は左右されない。

第5 結論

以上のとおり、本件再審請求は理由がないから、刑事訴訟法447条1項に基づき棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和8年3月19日

大阪地方裁判所第12刑事部

裁判長裁判官 三 村 三 緒

裁判官 鈴 木 真 理 子

裁判官 黒 川 真 吾

別紙証拠一覧表（太枠部分は新規性を肯定した証拠である）

番号	作成日等	作成者 供述者等	名称	略称
1	H29. 5. 11	F	意見書 大阪ビデオ喫茶本件店舗における放火殺人事件について	F 意見書
2	R1. 10. 27	M	報告書	
3	R1. 11. 7	M	報告書	
4	R2. 1. 22	O	視認状況実験結果報告書	
5	R2. 9. 5	P	視認状況実験結果報告書	
6	R2. 11. 30	E	鑑定意見書 請求人にかかる本件店舗放火、殺人被告事件について	令和 2 年 E 鑑定
7	R2. 11. 30	E	実験報告書 本件店舗放火、殺人被告事件に関わるキャリーバックの燃焼およびソファベッドの燃焼実験について	令和 2 年 E 実験 報告書
8	R6. 12. 25 受付	E	鑑定意見書 請求人にかかる本件店舗放火、殺人被告事件について	令和 6 年 E 鑑定
9	R6. 12. 21	E	弁護団からの質問に対する回答	E 回答
10	H24. 10. 30	G	技術士 G 鑑定業務経歴書(平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日現在)	
11	H24. 10. 30	N	経歴書 N テクノオフィス N 技術士(機械部門)	
12	H24. 10. 30	N G	意見書 本件店舗平成 2 0 年 1 0 月 1 日火災事件について	N・G 意見 書
13	H27. 3. 27	N G	意見書 その 2 本件店舗平成 2 0 年 1 0 月 1 日火災事件について	
14	H28. 5. 20	N G	意見書 その 3 本件店舗平成 2 0 年 1 0 月 1 日火災事件について	
15	H29. 5. 15	N G	意見書 その 4 本件店舗火災エアコンについて	
16	H29. 5. 15	N G	意見書 その 5（出火延焼について） 本件店舗火災全般について	
17	H24. 4. 9	I	弁護士法第 2 3 条の 2 第 2 項に基づく照会について(回答)	
18	H27. 9. 16	E	鑑定書 “大阪個室ビデオ店放火事件について”	平成 2 7 年 E 鑑定
19	H27. 12. 11	E	補充書 大阪個室ビデオ店放火事件について	
20	H20. 10. 21	Q	精神鑑定書	

21	H24. 1. 24	J	照会事項(回答)	
22	H20. 7. 12	J	意見書	
23	H20. 10. 13	C	検察官面前調書	
24	H20. 10. 18	K	司法警察員面前調書	
25	H20. 10. 1	請求人	自供書	
26	H20. 10. 1	請求人	司法警察員面前調書	
27	H20. 10. 1	請求人	弁解録取書	
28	H20. 10. 4	請求人	司法警察員面前調書	
29	H20. 10. 7	請求人	司法警察員面前調書	
30	H20. 10. 8	請求人	司法警察員面前調書	
31	H20. 10. 2	請求人	検察官面前調書	
32	H20. 10. 20	請求人	検察官面前調書	
33	H20. 10. 1 ～ H20. 10. 21	H 又は L	取調状況報告書等 (左記期間内において作成された、請求 人の取調べ状況報告書のほか、「取調べ状 況報告書の訂正について」「取調べ状況報 告書の作成遅延理由について」と題する 各書面を含む)	
34	H20. 10. 3		読売新聞 (抜粋)	
35	H21. 10. 1		読売新聞 (抜粋)	
36	H21. 10. 1		毎日新聞 (抜粋)	